

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 2 6 年 度 第 2 回 行 田 市 子 ども ・ 子 育 て 会 議	
開 催 日 時	平成 2 6 年 6 月 2 4 日 (火) 開会； 9 時 3 0 分 ・ 閉会； 1 1 時 2 0 分	
開 催 場 所	男女共同参画推進センターVIVA ぎょうだ 2 階 学 習 室	
出席者（委員） 氏 名	馬 橋 正 芳 清 水 与 志 雄 石 井 直 彦 出 井 英 夫 羽 鳥 英 樹 桑 原 宏 安 園 部 浅 子 馬 場 恵 喜 子 山 村 利 子 増 田 節 子	
欠席者（委員） 氏 名	星 野 恵 美 子 横 田 康 介 長 谷 川 清 堀 内 規 中 澤 左 衛 子	
事 務 局	子育て支援課 藤間参事、細谷主幹、藤倉主査、島田主査、 小杉主事	
会 議 内 容	1 開 会 2 議 事 議題 1 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みにつ いて 議題 2 子ども・子育て支援に基づく各種条例の制定について 3 その他 4 閉 会	
会 議 資 料	(資料名・概要等) 資料 1 - 1 : 「子ども・子育て支援事業計画」における量の見込みにつ いて 資料 1 - 2 : 表 1 「量の見込み (ニーズ調査)」 資料 1 - 3 : 表 2 「量の見込み (補正後)」 資料 2 : 子ども・子育て支援新制度に係る条例の概要説明	
そ の 他 必 要 事 項	傍聴人 0 名	
会 確 議 録 の 定	確 定 年 月 日	主 宰 者 記 名 押 印
	平成 2 6 年 月 日	㊟

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
馬橋会長	1. 開会 本日は、今年度2回目の子ども・子育て会議となる。世界ではワールドカップ盛り上がっているが、日本国内は梅雨時である。地域によっては集中豪雨などがあるが、被害が出ないようにしたい。過日の東京都議会では、時代に逆らうような野次の問題が出ている。私たちは未来を担う子どものため、子どもたちを育てる親、教育する機関など、皆が協力して子どものために、やっていきたいということで、この会議もあると思う。一生懸命審議していきたい。 2. 議事 議題1 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて ○「子ども・子育て支援事業計画」における量の見込みについて、事務局より説明が行われた。 （資料1-1、資料1-2、資料1-3）
清水副会長	資料1-2の実績と、資料1-3の見込みで、同じところを見ようとしているが、項目が、実績の方は病児保育事業等とある。見込みの方は病児保育事業等とある。実績として、数は合っているが、見込みの方の数が、26年度で4,092という数、こちらは855と、かなり違う。
事務局	実績とニーズがあまりにもかけ離れていることから、資料1-3では補正を行っている。
清水副会長	23年度839、24年度847、25年度879というのが現状か。
事務局	現状である。
清水副会長	その次の4,092というのは、ニーズ調査からの量の見込みか。
事務局	ニーズ調査上の数字である。
清水副会長	4,092、3,978、3,865、3,751、3,637という数値の単位として、人日と書いてあるのはどういう意味か。

事務局	これは延べ人数である。
清水副会長	延べ人数が、実績とかけ離れているので、実績に合わせているということか。
事務局	対象となる子どもの中から、実際にどれだけ利用しているかを計算して、数字を取った。
清水副会長	ニーズ調査の結果がかなり違ったということか。4,092 という数は、ニーズ調査の結果出てきたものであるなら、どうしてこういう乖離が出てきたのか。今の説明でわかったことは、ニーズ調査では現実と乖離した結果が出てくるということが、この項目についてはわかったということでよいか。
事務局	こちらは、あくまでもニーズ調査の結果である。対象者にとって、こういうのがあったらよい、という要望で答えが返ってくるため、数値が過大になる傾向がある。現在の利用状況と比較してあまりにもかけ離れているものは、現実には即した数値を算出した。
事務局	量の見込みは、行田市だけでなく、全国的にも実際の利用に比べて10倍、20倍と、過大になる傾向にある。たとえば、子どもが病気になった時に、もしも預けられるのであれば預けたいですか、という聞き方をしているので、多分、保護者としては、預けられるのであれば預けたいな、という希望ベースで回答され、過大な数字になるということは、全国的に問題になっている。それを踏まえて、今回のニーズ調査も国が調査票の雛形を示して初めての試みとして行ったので、蓋を開けてみたらかなり過大な数字になってしまっており、全国的にも声があがっている。そのため、国も現状の数値に合わせて直していくための補正の方法を示す予定だと言っている。自治体が独自に補正した場合は構わないが、国も方針を示すとしている。当市に限ったことではないことを申し添えておく。
園部委員	子育ての短期支援事業のショートステイのところについては、聞き逃したかもしれないが、説明はあったのか。ここもとても乖離しているようだが。
事務局	こちらの数字も、今後国から出される補正の内容にそって補正を行おうと考えている。

園部委員：	認可保育園の延長保育の実績は、何時から何時でみているのか。その上の公立・私立認可保育園の実績があるが、3～5歳、1～2歳の実績の内訳を知りたい。実績がこうあって、見込みがこうなったという数字を知りたい。
事務局	延長保育については、現在も保育対策で延長保育として位置づけられている11時間開所以上のものということで、想定しているものになっている。年齢別の実績は、確認しているので少しお待ちいただきたい。
園部委員	他の部分に乖離しているものがある。保育所についても実績とどのような関係で、見込みを抑えているかを見たいので、年齢ごとの実績の内訳を知りたい。
清水副会長	口頭よりも、紙面で資料として出していただいたほうがよいと思う。需給調整の問題になると思うので、将来の行田市の幼稚園、保育園が、こういう量の見込みの中では供給過剰になるかもしれない。定員割をしていく上では重要な資料なので、紙面で提供してもらったほうがよい。
馬橋会長	清水委員から紙面でとあったがよいか。 (議場から、よいとの意見)
事務局	確認であるが、各年度の4月1日現在の年齢別入所状況の内訳でよいか。保育園の内訳でよいか
園部委員	保育園の内訳でよい。
事務局	次回までに用意してお持ちする。
石井委員	量の見込みが確定するのはいつなのか。今日で確定なら質問がある。
事務局	現在のこの数字を使うものもあるが、国からの補正方法を待っているものもある。補正方法が出たうえで検討し、そのうえで全体が完成となる。
石井委員	では、後でもよいが、乖離しているものはたくさんある。学童保育室の4～6年生についても、23～25年度の実績と27年度でこれだけ乖離がある。どう補正するか。ファミリーサポートセンターも算出不能だというだけでは人数が確定されない。確定までにできるだ

事務局	けやってほしい。 学童保育については、現在でも6年生まで受け入れている。ただ、実際に1年生と5・6年生の必要度をみたときに、低学年の方が緊急性は高いということで、実際には低学年の方が受け入れをしやすいになっている。定員が全体で決まっているので、必要性の高い子から受け入れていき、結果、受け入れが可能であれば、4～6年生も受け入れている。量の見込みについて、高学年は27年度371名となっているが、4年生以上は25年度実績と比べて10倍以上の乖離がある。26年度については、高学年の受け入れが少し増えて60名弱を受け入れているが、それを勘案しても、まだ乖離がある。その部分を、実績、申請ベースで勘案しながら補正をして落ち着けていく必要がある。今後、国が示す予定の補正方針を見ながら補正し、皆さんにお示ししたい。
事務局	ファミリーサポートについても、現在の状況などから考えて、ニーズ調査による量の見込みでは算出できなかったもので、実際にどのように使われるのか利用状況を想定して算出していきたい。
馬橋会長	他にいかがでしょうか。よろしければ、次の議題に。 議題2 子ども・子育て支援に基づく各種条例の制定について ○子ども・子育て支援に基づく各種条例の制定について、事務局より説明が行われた。 (資料2)
馬橋会長 石井委員	それでは質疑に入りたい。 まだ基準ができていないわけではないので、要望的に、考え方の中に入れておいてほしい。参酌基準が周辺市町村を下回ったり、厳しくなったりするようなことのないようにしてほしい。たとえば保育下限時間の64時間のところは、他市が48時間だとしたら、48時間の方が市民にとってはよいということになる。参酌基準は上げられる時は上げるように、よく検討してほしい。
園部委員	今の意見と関連して述べたい。保育下限時間の64時間以上である

事務局	が、週 4 日 4 時間、4 週に渡っての保育ということになるが、それ以外の子どもの保育、家庭での保育のあり方をどう考えるか。このケースでは、あとの 3 日間は、親はお休みになる。その時に親と子どもの関係性が希薄になっている。行田市としてはどう考えるか。将来の市民として、今の子どもたちをどう育てるかという視点をしっかり持った上で考えてほしい。
事務局	64 時間に関連して、週 4 日ということで、3 日は家にいる間の家庭での子育てについての意見だったが、たとえば、子ども・子育て支援法の第 2 条に基本理念がある。子育ての第一義的責任は父母、その他の保護者が有するとしている。国においても、新制度ということで、保育園や幼稚園での教育・保育をメインに強くうたっているが、やはり子育てというのは、家庭で行うことが大前提ですよ、となっている。この基本理念にのっとり、新制度での子育てに関する支援を実施していくことなると思う。今、重点的な議論は保育所や幼稚園での教育ということになっているが、その他のサービスとして、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業が 13 事業あることはこれまでもお話ししてきたが、そのなかの地域子育て支援拠点事業、これは主に家庭にいる未就学児の親子が来て、楽しく遊んだり、保護者同士が意見交換をしたり、親子向けの講座を受けたりしていただく場である。その他、在宅でサービスを受けられるものとしては、一時預かりも、在宅のご家庭で、たまたま冠婚葬祭などが入った時に突発的な理由で預けることができるサービスで、在宅の方が利用できるように設けられている。行田市としても家庭での子育て支援サービスを提供しながら、家庭での子育てを支援していくというスタンスで取り組んでいく。
園部委員	今、在宅での子育て支援についての説明はよくわかったが、保育園在園児で、週に 4 日しか勤めていない家庭の子どもへの支援事業については考えているのか。
事務局	イメージとしては、週 4 日保育園を利用して、残りの 3 日間の支援をどう考えているかということか。残りの 3 日間についても、在宅の方へのケアと同じようになってくると思う。残りの 3 日間に

	ついては、土・日は除くと、残り 1 日はお父さん、またはお母さんが家にいるけど、保育園へお子さんを預けるというケースになるのかなと思うが、その部分を、たとえば保育園を休んで家で子どもを見なさいとは義務付けられないかなと思っている。逆に、保護者と親子で過ごすことの楽しさ、貴重さについて、保育園の一日保育体験などを通じて保護者に気づいてもらうことが大切なのかと思っている。ただし、このことについて市からの具体的なサービス提供は、新たな制度の枠組みの中ではやりづらいのかなと思う。週 4 日しか働いていないから、残り一日は保育園へ来ないでくださいとは申し上げられないと思っている。
園部委員	週 4 日ということについて、今の話では土日は除いていたが、今の保護者の実態としては、土日は働いて、他の日を休んでいる傾向があり、気になっている。土日は働いているとすると、平日に登園しない日は一日ではなくなることも考慮した対応を考えておいてほしい。傾向的には、当園だけでなく出ている。週 4 日という働き方について、考えてほしい。平日でなく、土日を働いてしまうと、親子のつながりがほとんどなくなってしまう。今、0 歳、1 歳、2 歳など、小さい子ほどそういう傾向にある。親子の関係性を築く上で一番大事な時期に欠落してしまう。将来の子どもの育ちにとって懸念するところである。この会議でしっかり考えてほしい。
事務局	子育てについて大変だという保護者の意識が強いと思う。たとえば保健センターで実施しているパパママ教室や乳児全戸訪問などを通じて、保護者の負担をやわらげたり、子育ての楽しさを伝えたりして、保護者の意識改革に配慮していきたい。
清水委員	今日の議題と違う話かもしれないが、新制度へ向けた、施設給付型へ移行するかどうか、幼稚園の意向については把握しているか。
事務局	現在、保育所も含めて 7 月 11 日締め切りで、新制度へ施設として移行するかの意向調査をしている。
清水委員	わかりました。1 ページにある 2 号認定の 3 ～ 5 歳の量の見込みについて、幼稚園・認定こども園の利用希望が強いものの合計が、27 年度 1,041、28 年度 1,337 という感じでだんだん減っていく。そ

事務局	の下の段に「上記以外（３～５歳）」とあるが、これは「幼稚園・認定こども園の利用希望が強いものの合計」以外ということでよい。 調査を行った時に、保育を希望された方である。たとえば、27年度の323というのは学校教育の利用希望が強い方、714が保育の希望が強い方である。
馬場委員	よくわからないので質問する。認定こども園は、幼稚園と保育園を兼ね備えたものと認識している。現状で、保育園に子どもを通わせて働きたい母がいて、保育園を申請しても許可が下りるのが遅いし、希望する園にも入れない。幼稚園であれば空いているところがあると聞くと、お姉ちゃんは幼稚園、小さな子は保育園など別れてしまうことがあり、きょうだいバラバラになってしまうからということで、働くのを先送りにすることがある。また、途中で仕事を辞めたら保育園はやめねばならないけど、友だちもできて継続的に通い続けたいとか、また働き口があったら働きたいといったケースの場合、認定こども園は今のニーズに合っているのかな、と思う。今ここで聞いていると、子どもの人数の話ばかりをしている気がする。親目線、子ども目線で考えていただいた場合、すべての園ではなくても、どちらかの園が手をあげて、つくっていただけたらどうか、と思う。
事務局	今、馬場委員のおっしゃったとおりで、認定こども園のよいところは、保護者の就労形態が途中で変わった時に対応できることと、一つ言われている。最初は就労予定がなかったということで、まずは認定こども園に3歳以上で預ける、その後で子どももしっかりしてきたのでそろそろ働こうとなった時に、今まで就労しないのであれば1号認定で認定こども園を利用できたが、就労したということで、今度は2号認定で認定区分が変わって、枠があればそのまま認定こども園に通い続けることが可能になってくると思われる。ただし、これは制度を悪用される可能性はある。認定こども園の方が仮に入りやすいという状況があった場合に、今時点で本当は就労しているのだけど、最初は認定こども園の幼稚園枠に入っておき、しかるべき時期が来た時に、2号認定をもらってそのまま保育所へ移行

	するようなケースである。これは、元々想定していなかったことであり、あくまでも働いていなかった方が途中で働き始めた、またはその逆の場合に認定区分を変えられるということである。認定ことも園については、移行の希望があれば市として支援していく。ただし、利用定員の設定については、ニーズ調査の量の見込みを勘案しながら検討していく必要がある。希望する施設とよく検討したうえで進めていきたい。
園部委員	馬場委員からもあったが、子どもにとって、という視点を大切にしてほしい。事務局からは、親の大変さの話があったが、子どもは声をあげられない。子どもは、親の休みの日というのは、親の服装や雰囲気など、色々なことで気づいている。また、もしも子どもの体調が悪くなくても親に連絡がつかないことはある。その時の子どもの気持ちを現場でいつも見ている。そういう時に早く迎えに来ていただくということは、子どもの気持ちという視点では、この会議の中では計画の中に反映させられるかな、と思う。どうしても今、親、市民という時は大人の視点がベースになってしまうが、本来子どもがどういう育ちをしたらよいかという視点を持たねばならないと思う。親の世界ランキングというのがあり、87か国の調査の中で、子どもが生まれたら親が子どもの犠牲になってもしかたがないという考え方のランキングで、日本は87位である。親が子どものためになると思うことがどんどん少なくなっている。また、親子の親近感も低い数値になっている。日本は、母親に対しての親近感20%、父親に対しては10%である。アメリカは80%、中国70%、韓国40%である。子どもとの関係性、信頼感ができるのは幼児期である。こういうことにも目を向けて、親の利便性ばかりが進んでいくということは、子どもの育ちにとっては不便なことである。このことを理解いただき、計画に反映させてほしい。
事務局	実は、園部委員がおっしゃったことは、行政だけでは実現できないことが多数ある。保護者の働き方の問題にも関係する。ワークライフバランスという言葉が叫ばれているし、イクメンという言葉も流行語のようになっている。そういった意見を計画に反映させてい

清水副会長：	くと同時に、この会議は、さまざまな分野、子育て当事者のさまざまな意見をいただく場になっている。色々な観点から、保育園、幼稚園、学童保育を運営する代表者の方、保護者の代表、公募委員など色々な人が入っている。また、労使ということで、会社の経営者の代表、従業員の代表にも入ってもらっている。皆さんの職場や家庭でも草の根運動的に実践し、協力をいただければと思う。 保育の必要性の認定に関する基準の優先事由に、国の基準を準用とある。この中には虐待、DV、障害なども入っている。優先利用というのは、保護者が申し入れた場合の優先事由だと思うが、たとえば虐待やDVなどの場合は、保護者から引き離す場必要があるケースもあるが、その場合は保護者が申請するはずがない。
事務局	虐待も色々な形態があり、積極的に養育をしないものも、殴ったりけったりするのも身体的虐待になる。さまざまな形態がある中で、中にはこちらで経過観察をしている家庭でも、保育所の利用申請をしてくるケースも多数ある。そうした場合には、実態を把握して、保育所でのようすを経過観察する場合もある。それとは逆に、家庭に子どもを置いておくことが心配なケースもある。たとえば保護者の精神不安などの要因があるが、そういう場合は、子育て支援課内の虐待担当者、場合によっては児童相談所とも連携している。結果として保育所、幼稚園に入れて親子を離れたほうがよいと判断をすれば、措置ではないが措置のような形で保育所にお願いする場合もあるし、児童相談所に措置することもある。実態としてはそのような運用をしている。幼稚園、保育園任せではなく、関係機関が連携しながら対応している。
馬橋会長	児童養護施設では、児童福祉法 28 条で強制的に引き離した子どもを預かっている。虐待を発見する機会が多いのも、幼稚園、保育園であり、医者が発見することもあるし、民生委員もいる。子どもたちが安心して生活できるように、協力しながら進めていきたい。
山村委員	先ほどまで話されていたこととは違うと思うが、優先利用に掲げられていることを未然に防ぐのに、親の教育というものが、今、すごく欠けているなと感じている。小学校でも、自分の子どもは悪く

馬橋会長	ないという親がすごく多く、毎日携わっている先生などは、自分の心が壊れていくような時代である。私が学童保育に関わった中で、すごく離婚が多く、連れ子同士の再婚も多い。そこでは子どもがのびのびとしていない、気を使いながら生活をしている実態がある。こういう仕事に就いて、自分が子育てをしてきた時代と違うとショックを感じた。委員に公募したことがきっかけになったが、親の自覚がないと感じる。このことに関しては、家庭の教育がすべての教育の基本であり、行政がどうのということではなく、この場には子どもに関わる人が多いので、一言言わせていただいた。 今の意見、ぜひ私たちも心に置いて、なにか発信できればよいと思う。一人ひとりの力は小さいが、まとまって、マスコミなどを動かすこともできるようになればよいのではないか。社会が進歩するのもよいが、一番肝心なのは子育てだと思う。子どもたちが育たなければ、いくら社会が進歩しても、後で困った世の中になるのではないか。ぜひ、今の意見を取り入れながらやっていきたい。では、事務局にまとめていただきたい。
事務局	3. その他 その他ということで、次回の日程の調整をさせていただきたい。まず、9月議会への条例案の上程を考えると、7月に例規審査で審議をする必要がある。このため、7月中旬にはこの会議へ条例を諮る必要があることから、7月10日から18日の間に開催したい。ここにいる委員のご予定だけでも確認したいので、都合の悪い日を教えてください。 ○各委員の予定を確認し、次回開催の候補日の集約が行われた。
事務局	7月10日を第一候補に、都合のつく方が多いところで設定したい。会議室の関係で日程はずれる可能性がある。今回は、国の補正のしかたが出てくるかはわからないが、出ていれば、検討の上で補正案を示したい。条例は最終の形を提供したい。

馬橋会長	4 閉会 途中休憩もとらずに進めたが、時間が少し過ぎてしまった。これで閉会としたい。
------	--